

## 大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務 企画提案募集要領

この要領は、「大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 募集事項

#### (1) 事業名

大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務

#### (2) 事業目的

宮城県の食の魅力を効果的に発信し、県内食品製造業者等の販路の開拓を支援するため、国内最大級の展示商談会（第59回スーパーマーケット・トレードショー2025（以下「SMTS」という。））に宮城県ブースを設置し、訴求力のある展示ブースの装飾やPR等を行うことで、宮城県ブース出展事業者（以下「出展者」という。）に対して首都圏の食産業関連バイヤーとの効果的な商談機会を提供するもの。

#### (3) 業務内容

別紙「大規模商談会出展に係る宮城県ブース企画運営業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月3日（月）まで

#### (5) 事業費（委託上限額）

金4,919,893円（うち消費税及び地方消費税額 金447,263円）

#### (6) 実施場所

宮城県及び千葉県ほか

### 2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）

に該当しない者であること。

(8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(9) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

### 3 スケジュール

(1) 企画提案募集開始	令和6年8月 6日 (火)
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年8月27日 (火) 正午
(3) 企画提案書作成等に関する質問の回答閲覧期限	令和6年9月 5日 (木) 正午
(4) 企画提案書の提出期限	令和6年9月 5日 (木) 正午
(5) 選定委員会（プレゼンテーション）の開催	令和6年9月19日 (木) (予定)
(5) 選定結果の通知	令和6年9月下旬 (予定)
(6) 契約締結	令和6年9月下旬 (予定)

### 4 応募手続

(1) 企画提案書の提出

8に示す書類提出先に持参又は送付すること（提出期限内必着）。

(2) 提出書類（全てA4判で提出すること）

イ 企画提案参加申込書（様式第1号）	1部
ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）	1部
ハ 企画提案書（任意様式）	8部
ニ 見積金額提案書（様式第3号）	8部

(3) 企画提案書への記載内容

仕様書を踏まえ、下記の事項について順番に記載するほか、本業務の効果的な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

イ 宮城県ブースの全体の仕様について

以下を含めること

- ・宮城県及び宮城県ブース出展者の一体的なPRについて
- ・出展者が辞退した場合の空きブースの活用について

ロ 宮城県ブース内の出展者用展示ブースの配置、装飾及び共同施設について

ハ 会期中の商談機会の確保について

ニ 事業費の範囲内で出展者の販路開拓に効果的な商談機会提供に係る独自提案について（イ及びロによらないソフト面の提案を求めるもの（例：取引意欲の高いバイヤーの宮城県ブースへの招へいなど））

ホ 過去の類似事業の実績について

ヘ 事業の実施体制及び作業スケジュールについて

ト 感染症対策について

チ 事業経費の見積もりについて

※商談会の宮城県ブースの詳しい位置及び寸法（縦×横）は、企画提案書提出時点では未定のため、受注者は委託金額の範囲内で決定後のレイアウト及び出展者の実情に応じて適切に修正すること。なお、昨年度出展した宮城県ブースの寸法は、12m×9m（12小間）であった。

(4) 企画提案に関する質疑回答及び出展者情報【任意】

- イ 受付期限 令和6年8月27日（火）正午
- ロ 質問方法 企画提案に係る質問書（様式第4号）を用いて、電子メールにて質問すること。企画提案に当たり、出展者一覧が必要な場合も、この様式により申請すること。
- ハ 提出先 [s-business@pref.miyagi.lg.jp](mailto:s-business@pref.miyagi.lg.jp)
- ニ 回答方法 質問への回答は、令和6年8月30日（金）までに県食産業振興課ホームページに質問者名を伏せた上で掲載する。ただし、出展者一覧及び質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答するほか、質問内容によっては回答しない場合もある。

## 5 評価・選定方法

### (1) 委託候補者の選定

企画提案者の中から本業務の委託者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員による審査を実施し、評価点が6割以上となった企画提案者のうち、最も評価の高い企画提案者を委託候補者として選定する。

企画提案者が1者の場合も審査を行い、評価点が6割以上の場合に委託候補者として選定する。

企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

### (2) 企画提案者が多数の場合の一次審査の実施

企画提案者が多数の場合は、選定委員会において書面等による一次審査を実施し、令和6年9月11日（水）までに上位5者程度を選定する。選定後は、全ての企画提案者に速やかに電話及び書面により結果を通知する。

### (3) プレゼンテーション審査の実施

企画提案者は、事前に提出した企画提案書について、下記のとおりプレゼンテーションを実施し、選定委員会において審査する。

イ 日程 令和6年9月19日（木）※時間割は後日指定

1 企画提案者あたり30分以内（説明20分以内、質疑10分以内）

ロ 会場 宮城県行政庁舎または周辺の会議室 ※別途通知する

ハ 出席者 1 企画提案者あたり3人以内

ニ その他 プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

なお、この場合、出力機器は提案者が用意すること。

### (4) 評価基準・配点

仕様書を踏まえ、下記の評価基準・配点（合計100点）とする。

イ ブースの外観について（30点）

宮城県及び宮城県ブース出展者の商品を一体的にPRし、効果的な訴求が期待できるか。

集客性が高いブース設計となっているか。

出展者が辞退した場合の空きブースの活用は有効か。

ロ ブース内の配置について（20点）

出展者事業者のスペースは十分で利便性が高いものであるか。

バックヤードスペースは出展者にとって使いやすい設計となっているか。

- ハ 出展者への商談機会の提供について（20点）  
会期中は商談機会が確保されているか。  
販路開拓に効果的な独自提案はなされているか。
- ニ 業務遂行能力について（30点）  
過去の類似事業について十分な実績があるか。  
実施体制及び対応力、作業スケジュールは適切か。  
感染症対策は適切か。

(5) 選定結果

選定された企画提案者には決定通知を、落選した企画提案者には落選通知を書面にて通知するとともに、選定結果を公表する。なお、審査内容及び選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

(6) 委託候補者選定後の取扱い

県は、選定された委託候補者と、仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積り合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

委託候補者が契約を辞退した場合及び仕様内容に係る協議が整わなかった場合は、選定委員会の評価点が次点の企画提案者を委託候補者とする。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に記載されている文字の判読が困難な場合又は文意が不明な場合
- (2) 本募集要領に従っていない場合
- (3) 5（3）の審査会に参加しなかった場合
- (4) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 選定委員会の審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

7 留意事項等

- (1) 企画提案の応募に係る経費は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また提出された書類は返却しない。
- (3) 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (4) 参加申込書（様式第1号）を提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また業務委託後の具体的な業務内容や進め方などについては、逐次県と協議することとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (7) 「みやぎ産業振興機構ブース」（2ブース）については、受注者決定後、別途調整することとする。

8 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県農政部食産業振興課 担当：食ビジネス支援班 佐々木

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁舎10階）

電話番号：022（211）2812

E-mail : [s-business@pref.miyagi.lg.jp](mailto:s-business@pref.miyagi.lg.jp)